ಠ್ಠ

平成二十二年六月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 馬場 昌平

佐賀県人事委員会規則第二十五号

職員の勤務時間、 休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員 の 勤務時間、 休暇等に関する規則(平成七年佐賀県人事委員会規則第十

号)の一部を次のように改正する。

第三条の五を削り、 第三条の六を第三条の五とし、 第三条の七を第三条の六

とし、 第三条の八を第三条の七とし、 同条の次に次の一条を加える。

(介護を行う職員の早出遅出勤務に係る要件)

第三条の 条例第七条第二項の人事委員会規則で定める者は、 次に掲げる者

1

であって職員と同居しているものとする。

一 祖父母、兄弟姉妹及び孫

職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様 の事情にある者

を含む。) との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

及び職員との 間におい て事実上子と同様の関係にあると認められる者で

人事委員会が定めるもの

2 条例第七条第二項の人事委員会規則で定める期間は、 二週間以上の期間と

する。

第五条第三項中「別に」を削る。

第十四条に次の二項を加える。

2 条例第二十二条第五号の 人事委員会規則で定める子の世話は、 職員がその

子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。

とする。

## 一 要介護者の介護

要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるた

めに必要な手続の代行その他の要介護者に必要な世話

項までを二項ずつ繰り上げる。

第十六条中第一項及び第二項を削り、

第三項を第一項とし、

第四項から第六

第十七条第一項中「第五号」の下に「及び第六号」を加える。

第十八条第三項中「第二十二条第五号」の下に「及び第六号」 を加える。

様式第一号を次のように改める。

## 早出遅出勤務請求書

(任命権者) 様 次のとおり ( 養育 介護 )	のため早出遅出勤務を請え	年 月 日 求します。 請求者 <u>所 属</u> 職 名	_
		氏 名     日	<u>[</u> ]
1 請求に係る子又は要 介護者	氏     名       続     柄       生     年       月     日	年 月 日生( 出産予定日)	
	養子縁組の効力が生     じ   た     日	年月日	
2 要介護者の状態及び 具体的な介護の内容			
3 請求に係る期間	年 年	月 日から 毎日 毎週 曜日 月 日まで その他( )	
4 請求に係る早出遅出 勤務の始業及び終業の 時刻並びに当該時刻と する理由	時時	分始業分終業	
注 1 について (1) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、出産予定日にレ印を記入すること。 (2) 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。 2 について この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。 3 について 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために早出遅出勤務を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を早出遅出勤務終了日として請求すること。 4 について この欄の始業及び終業の時刻は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち、請求するものを記入すること。			

**様式第二号中「ある始が」の次に「深夜において浜鯨として」** を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。